

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 31 日

各都道府県市区町村担当課 御 中

総務省自治税務局自動車税制企画室

ペダル付原動機付自転車等の課税に係る周知・啓発等について

今般、道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）が令和 6 年 5 月 17 日に成立し、同月 24 日に公布されました。

同法中、原動機付自転車等の運転の明確化に関する規定（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている原動機付自転車等（いわゆるペダル付原動機付自転車等）について、当該装置を用いて走行させる場合も、原動機付自転車等の運転に該当することを明確化するもの。）については、公布後 6 カ月以内に施行される予定です。

ペダル付原動機付自転車等の所有者は、従前より地方税法等に基づき、当該車両の主たる定置場所在の市町村に対し、軽自動車税種別割に係る申告を行うとともに、課税標識等（いわゆるナンバープレート）の交付を受け、車体の見やすい箇所に取り付ける必要があります。

各市町村におかれましては、道路交通法の改正の趣旨も踏まえ、税申告や課税標識に係る手続き等について、貴団体の広報誌やホームページへの掲載等を通じ、ペダル付原動機付自転車等の所有者をはじめ貴団体内に広く周知・啓発を図っていただくようお願いいたします。

なお、別添のとおり、今回の法改正にあわせて警察庁が作成したリーフレットも送付しますので、適宜ご活用ください。

上記のとおりお知らせしますので、貴都道府県内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：花堂係長、岡部事務官

電話：03-5253-5663